

1 使用料・手数料の見直しにおける減免の内容

(1) 合理的な理由

減免にあたっての「合理的な理由」については、次のとおり。

項 目		減免率
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合		
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき		100%
(イ) 国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき		100%
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合		
(ア) 特定の者が施設を利用する場合		
a	身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	▪ 市民 : 100% ▪ 市民以外 : 50%
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合		
a	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	▪ 公民館等 : 100% ▪ 上記以外 : 50%
b	本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	▪ 公民館等 : 100% ▪ 上記以外 : 50%
c	本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）が、その目的達成のために施設を利用するとき	100%
d	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	▪ 公民館等 : 100% ▪ 上記以外 : 50%
e	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	▪ 公民館等 : 100% ▪ 上記以外 : 50%
f	本市に所在する文化、スポーツ振興団体が、文化、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%
(ウ) その他		
a	市長が特に必要と認めるとき	100% 又は50%

※ 施設の特性に応じて、個別の減免を規定するものもある。